

山形県県土整備部建設工事関連業務委託における共同設計方式実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建設工事関連業務委託において、地域の特性等に精通する地域の企業（以下「地域精通企業」という。）と専門的な技術を有する企業（以下「専門領域企業」という。）が、各々の優れた技術力を結集し、双方が対等の立場で共同して業務を履行するための措置（以下「共同設計方式」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、より品質に優れた業務を実現するとともに、地域の技術水準の向上に資することを目的とする。

(対象業務の選定)

第2条 共同設計方式の対象業務は、業務の内容、規模及び難易度並びに本方式の目的に照らし、地域精通企業と専門領域企業が1つの組織体（以下「設計共同体」という。）を形成し、それぞれが持つ技術力を発揮できる業務を分担し、かつ一部の業務を協力して履行することで、業務の品質と地域の技術水準の向上に資すると認められる県土整備部所管の建設工事関連業務とし、山形県県土整備部所管事業入札参加者選定等審査会（以下「審査会」という。）において選定する。

(構成員の数)

第3条 設計共同体を構成する者（以下「構成員」という。）の数は、2又は3者とする。

(構成員の要件)

第4条 構成員は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 山形県財務規則（昭和39年県規則第9号）第125条第5項の規定による競争入札参加資格者名簿（設計・測量・調査・コンサルタント用）（以下「名簿」という。）に登載されている者であること。
 - (2) その他必要に応じて、審査会で定める要件
- 2 構成員のうち1者以上は、名簿における本店住所が山形県内にあること。

(代表者の要件)

第5条 代表者たる構成員（以下「代表者」という。）は、業務遂行能力及び出資比率等にかかわらず、構成員間において決定する。

(設計共同体協定書)

第6条 構成員は、設計共同体の運営形態を明確にするため、設計共同体協定書（様式第2号）（以下「協定書」という。）を締結するものとし、本方式の目的を達成するため、次の各号に掲げる内容のほか、必要事項を明記するものとする。

- (1) 設計共同体の名称
- (2) 構成員の業務分担等
- (3) 運営委員会の設置

(構成員の業務分担等)

第7条 構成員は、県が設計図書（特記仕様書）で示す分担業務（各構成員が、それぞれ有する地域特性への精通や専門技術などの優れた技術力を発揮し、分担して履行する業務をいう。）及び協力業務（計画準備やとりまとめ等の不可分な業務又は技術交流の観点から複数の構成員で協力して履行する業務をいう。）の基本的な考え方をもとに具体的な業務名を協定書に明記するものとする。ただし、各々の技術力を結集して業務を履行するという本方式の目的から必要以上に細分化はしないものとする。

2 業務委託料に対するそれぞれの構成員の業務額の割合は、技術者を適正に配置し得る業務規模を確保するため、各々2割以上とする。なお、当該業務額の割合については、本県との当該委託契約を締結するときに、協定書第8条第2項に基づく業務額を提出するものとするが、その際に各構成員の業務額の割合が各々2割以上を満たしていない場合は、落札決定を取り消し、契約を締結しないものとする。

(運営委員会)

第8条 設計共同体は、構成員全員をもって組織する運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務分担や工程など業務の基本に関する事項、資金管理方法及び設計企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務を履行するものとする。また、その状況を発注者へ報告するものとする。

(構成員の技術的要件)

第9条 構成員は、それぞれ管理（主任）技術者を配置するものとする。また、一の構成員は、照査技術者を配置するものとする。

(入札の方法)

第10条 入札は、条件付一般競争入札により、山形県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。ただし、事前に契約担当者の承諾を受けた者は、電子入札システムに代え、書面により入札することができる。

2 書面での入札を承諾する基準については、「山形県電子入札システムに係る書面入札承諾基準」で定める。

3 建設共同企業体が電子入札システムにより入札を行う場合は、当該建設共同企業体の代表者の電子証明書を使用して入札を行うものとする。

(入札の公告)

第11条 当該業務委託を所管する課長等（以下「所管課長」という。）は、入札を実施しようとするときは、財務規則第115条の規定により公告するものとする。

2 前項の公告は、別紙1（一般競争入札公告例；建設工事関連業務委託（設計共同体））に準じて作成するものとする。

3 公告期間は、公告の日から開札日までとする。

(入札説明書の交付)

第12条 所管課長は、前条の規定による公告と同時に入札説明書の内容をインターネットを利用して閲覧に供するものとする。ただし、一時的にインターネットを利用できない入札参加者から交付の申出がなされた場合には、当該参加者に対し電磁的記録媒体に記録して貸し出すものとする。

2 前項の入札説明書は、次に掲げる事項を全て含むものとし、別紙2（一般競争入札説明書例；建設工事関連業務委託（設計共同体））に準じて作成するものとする。

(1) 前条の規定による公告の写し

(2) 担当部局、課及び係の名称、所在地並びに電話番号

(3) 落札者の決定方法

(入札参加資格の申請)

第13条 入札に参加しようとする設計共同体は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる「一般競争入札参加資格確認申請書」又は様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付した上で、公告に定めるところにより当該申請書を提出しなければならない。

(1) 設計共同体協定書 (様式第2号)

(2) 同種・類似業務の実績調書 (様式第3号)

(3) 配置予定技術者調書 (様式第4号)

(4) その他資格審査に必要と認める書類

(入札参加資格の審査方式)

第13条の2 前条の申請書に基づき申請者の入札参加資格を審査する方式は、次の各号のいずれかの方式とする。

(1) 事前審査方式（入札参加資格の審査を入札前に全ての申請者について行い、資格が確認された者による入札の結果に基づき、落札決定する方式をいう。）

- (2) 事後審査方式（入札参加資格の審査を開札後に最低価格の入札者から行い、適格の場合に落札決定する方式をいう。）

（事前審査方式における入札参加資格の確認及び通知）

第14条 事前審査方式においては、入札を執行する者は、申請者から提出された申請書に基づき、入札参加資格の有無を確認する。その結果を入札参加資格確認結果通知書（電子入札システムによる「一般競争入札参加資格確認結果通知書」又は様式第5号）により申請者へ通知するものとする。申請者への通知は、原則として、申請書の提出期限の翌日から起算して3日以内（県の休日を除く。）に行うものとする。

なお、入札参加資格がないと認められた者に対しては、通知に当たり、その理由を付記するものとする。

- 2 入札者の入札参加資格に疑義が生じた場合は、審査会に諮り、審査会の審議により入札参加資格の有無を決定する。
- 3 前項による確認結果は入札前には公表しない。
- 4 第1項により入札参加資格がないと認められた者は、確認結果通知日の翌日から起算して3日以内（県の休日を除く。）にその理由についての説明を求めることができるものとする。
- 5 前項により説明を求めた者に対して、所管課長は説明要求を受理した日の翌日から起算して3日以内（県の休日を除く。）に電子入札システム又は書面（様式第5号）により回答するものとする。
- 6 前項の回答期限は、入札書受付締切日の前日以前としなければならない。

（事後審査方式における落札者の決定方法）

第14条の2 事後審査方式による入札を執行する者は、開札後、落札決定を保留し、予定価格の範囲内（最低制限価格を設定した場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で有効な最低の価格の入札者について入札参加資格の審査を行う。審査の結果、入札参加資格のあることが確認できた場合は、当該入札者を落札者に決定するものとする。

- 2 審査の結果、入札参加資格がないことが確認された場合は、有効な入札を行った次順位の者から入札参加資格を審査し、適格者が確認できるまでこれを行うものとする。
- 3 入札者の入札参加資格に疑義が生じた場合は、審査会に諮り、審査会の審議により入札参加資格の有無を決定する。
- 4 前各項における審査の結果は、落札者を決定するまで公表しない。
- 5 落札者の決定は、開札日から起算して原則として3日以内（県の休日を除く。）に行うものとする。

（事後審査方式における入札結果及び入札参加資格確認結果の通知）

第14条の3 入札を執行する者は、前条の規定により落札者を決定したときは、落札決定した旨を速やかに入札者全員に通知するものとする。

- 2 前条の規定による入札参加資格の審査の結果、入札参加資格がないと認められた者については、その結果を入札参加資格不適格通知書（電子入札システムによる「入札参加不適格通知書」又は様式第6号）により通知するものとする。
- 3 落札者と決定した者については、落札者決定通知をもって、資格確認結果の通知に代えるものとする。
- 4 第2項により入札参加資格がないと認められた者は、確認結果通知の日から起算して3日以内（県の休日を除く。）にその理由についての説明を求めることができるものとする。
- 5 前項により説明を求めた者に対して、所管課長は、説明要求を受理した日の翌日から起算して原則として3日以内（県の休日を除く。）に電子入札システム又は書面（様式第5号）により回答するものとする。

（存続期間）

第15条 業務の契約の相手方となった設計共同体の存続期間は、原則として当該業務に係る委託契約の履行後3月を経過した日までとするが、必要がある場合は委託契約の履行後12月を経過した日まで延長することができる。ただし、存続期間満了後において、当該業務につき契約不適合が見つかった場合は、引渡しを受けた日から2年以内は各構成員は連帯して責任を負うものとする。

2 当該業務につき結成された設計共同体のうち、契約の相手方とならなかったものは、当該業務に係る委託契約が締結された日をもって解散されたものとみなす。

(その他)

第16条 この要綱に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じ、その都度定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成24年12月3日以後に入札公告を行う案件から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成24年12月28日以後に締結する契約から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。ただし、同日より前に行われた入札公告その他の契約の申込の誘引に係る契約で、同日以後に締結する契約については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱の一部改正は、平成26年1月6日以後入札公告を行う案件から適宜適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）に伴う適用税率に係る改正について、平成26年4月1日以後に入札公告を行う案件から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成31年4月1日以後に入札公告を行う案件から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和元年7月1日以後に入札公告を行う案件から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和2年4月1日以後に入札公告を行う案件から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和2年7月1日以後に入札公告を行う案件から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和3年3月29日以後に入札公告を行う案件から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和3年7月1日以後に入札公告を行う案件から適用する。

別紙1（一般競争入札公告例：建設工事関連業務委託（設計共同体））

一般競争入札の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県県土整備部建設工事関連業務委託における共同設計方式実施要綱（以下「実施要綱」という。）の適用を受ける〇〇業務委託について、一般競争入札 (事後審査) (注) 必要に応じて記載すること。 を次のとおり行う。

なお、この入札は山形県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により執行する。

年 月 日

山形県知事 〇〇 〇〇

1 入札書の受付期間、開札場所及び開札日時

(1) 入札書の受付期間 年 月 日 () から 年 月 日 () まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

(2) 入札書の受付時間 午前8時30分から午後8時（入札書の受付期間の最終日にあつては、午後4時）まで

(3) 開札場所 (例) 山形県〇〇総合支庁 〇〇会議室

(4) 開札日時 年 月 日 () 時 分

2 入札に付する事項

(1) 業務委託名 (例) 〇〇〇〇業務委託

(2) 委託箇所 (例) 〇〇市〇〇地内

(3) 業務の概要 (例) 〇〇 路線長等L=〇〇m 幅員等W=〇〇m

(4) 履行期限 年 月 日まで

(5) 予定価格 事後公表

3 入札参加者の資格

(注) 入札参加者の資格は、次に掲げる資格要件に適宜加除補正をすること。

山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号の5によるものに限る。以下「名簿」という。）の本店住所が県内にある者1者以上を含む2者又は3者で自主構成する設計共同体（以下「設計共同体」という。）であつて、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

(1) 設計共同体の構成員は、共同連帯して本業務を遂行するものであること。

(2) 設計共同体の全ての構成員が次に掲げる要件を満たしていること。

イ 名簿に登載されている者（〇〇業務の〇〇の登録を受けている者に限る。）であること。

ロ 他の設計共同体の構成員として本件入札に参加していないこと。

ハ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置又は山形県競争入札参加資格者非指名要領に基づく非指名措置を受けていないこと。

ニ 次のいずれにも該当しないこと。

(イ) 役員等（構成員が個人である場合にはその者を、構成員が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であること。

(ロ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団

をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していること。

(ハ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等したことがあること。

(ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

(ホ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

ホ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと(更生又は再生手続開始の決定を受けた場合を除く。)

へ 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条第1項の規定により、〇〇部門(又は〇〇部門(注)必要に応じて記載すること。)の登録を受けていること。(注) 専門領域企業に限定しない場合に設定すること。

(3) 設計共同体の構成員のうち1者(又は2者(注)構成員の数が3者の場合に記載すること。)

は、実施要綱第1条に規定する地域精通企業とし、かつ、次に掲げる要件を全て満たしていること。

イ 〇〇年度以降(注)必要に応じて求める期間を設定すること。)に県又は国が発注した業務委託のうちに、本業務と同種又は類似の〇〇形式、〇〇規模以上の業務を元請として受注し完了させた実績を有すること。

ロ 技術士法施行規則(昭和59年総理府令第5号)第2条各号に規定する〇〇部門(選択科目を〇〇〇又は〇〇〇とするものに限る。)の技術士又は一般社団法人建設コンサルタンツ協会の定める〇〇部門のRC CMの資格(一般社団法人建設コンサルタンツ協会が付与するシビルコンサルティングマネージャーの資格をいう。以下同じ。)を有する者であって、本業務と同種又は類似の〇〇形式、〇〇規模以上の業務に従事した実績を有するものを管理技術者(地質調査、測量業務等の場合は、主任技術者。以下同じ。)として本業務に配置できること。

(4) 設計共同体の構成員のうち(3)以外の構成員は、実施要綱第1条に規定する専門領域企業とし、次に掲げる要件を全て満たしていること。

イ 〇〇年度以降(注)必要に応じて求める期間を設定すること。)に県又は国が発注した業務委託のうちに、本業務と同種又は類似の〇〇形式、〇〇規模以上の業務を元請として受注し完了させた実績を有すること。

ロ 技術士法施行規則第2条各号に規定する〇〇部門(選択科目を〇〇〇又は〇〇〇とするものに限る。)の技術士又は一般社団法人建設コンサルタンツ協会の定める〇〇部門のRC CMの資格を有する者であって、本業務と同種又は類似の〇〇形式、〇〇規模以上の業務に従事した実績を有するものを管理技術者として本業務に配置できること。

ハ 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条第1項の規定により、〇〇部門(又は〇〇部門(注)必要に応じて記載すること。)の登録を受けていること。(注) 専門領域企業に限定する場合に設定すること。

(5) 設計共同体の構成員のうち1者は、技術士法施行規則第2条各号に規定する〇〇部門(選択科目を〇〇〇又は〇〇〇とするものに限る。)の技術士又は一般社団法人建設コンサルタンツ協会の定める〇〇部門のRC CMの資格を有する者であって、本業務と同種又は類似の〇〇形式、〇〇規模以上の業務に従事した実績を有するものを照査技術者として本業務に配置できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

(例) ○○市○○町○丁目○番○号 山形県○○総合支庁○○部○○課○○係 電話番号

5 入札参加資格の確認等

入札への参加を希望する者は、入札参加者の資格を確認できる書類を、次に掲げる期間内に、電子入札システムにより提出するものとする。

(1) 受付期間 年 月 日 () から 年 月 日 () まで (県の休日を除く。)

(2) 受付時間 午前8時30分から午後8時 (受付期間の最終日にあつては、午後4時) まで

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額) 以上の額

7 その他

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

(2) 災害その他の事情により、電子入札システムに障害が生じた場合は、入札を無効とし、別途日時を指定して、書面による入札に変更することがある。

(3) 入札に参加を希望する者で電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、書面による入札を行うことができる。この場合の入札手続は、入札説明書による。

(4) この入札は、山形県建設工事等低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。 (注) 必要に応じ「この入札は、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167

条の10第2項の規定に基づき最低制限価格を設定する。」に補正すること。

(5) 本業務に係る各構成員の業務額の割合については、実施要綱第7条第2項の規定によるものとし、同項に規定する割合を満たしていない場合は、落札決定を取り消し、契約を締結しないものとする。

(6) 詳細については入札説明書による。

(注) 必要に応じ次の記載に補修すること。

(6) この入札は、入札参加資格の有無の確認を開札後に行う入札参加資格事後審査方式により行う。

(7) 詳細については入札説明書による。

入 札 説 明 書

件名 ○○○○業務委託

担当部局等

〒○○○-○○○○ ○○市○○町○丁目○番○号
○○総合支庁 ○○部
契約担当 ○○課○○係 電話番号○○-○○-○○○○
業務担当 ○○課○○係 電話番号○○-○○-○○○○

〇〇〇〇業務委託に係る入札公告に基づく一般競争入札（条件付）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

目次

1 入札日程等【入札日程等一覧】

- 1-1 電子入札の日程等 (事後審査)
- 1-2 書面入札の日程等 (事後審査)

2 入札参加資格関係

- 2-1 入札参加者の資格
- 2-2 事後審査方式による落札者の決定方式
- 2-3 入札参加資格の確認等
- 2-4 【確認資料一覧】
- 2-5 入札参加資格がないと認められた理由の説明要求等

3 入札関係書類等の取扱い

- 3-1 設計図書の開覧及び貸出し
- 3-2 設計図書等に対する質問
- 3-3 質問の回答等に関する注意事項

4 共通説明事項

- 4-1 入札及び開札
- 4-2 入札の辞退
- 4-3 公正な入札の確保
- 4-4 入札の効力
- 4-5 落札者の決定方法
- 4-6 入札の延期、中止等
- 4-7 再度入札
- 4-8 契約書の提出
- 4-9 異議の申立て
- 4-10 その他

5 書面入札手続の取扱い

- 5-1 書面入札の承諾手続
- 5-2 書面入札の場合の入札手続
- 5-3 開札への立会い
- 5-4 その他の事項

6 添付書類

※ここに記載された実施要綱(山形県県土整備部建設工事関連業務委託における共同設計方式実施要綱。以下「実施要綱」という。)、申請書、確認資料及び契約書等の標準様式は、以下のアドレス(山形県ホームページの中の「公共工事の品質確保(総合評価等の多様な入札方式)」)からダウンロードすることができるほか、書面入札の承諾を得ている者から請求があった場合は担当部局において交付する。

(アドレス

https://www.pref.yamagata.jp/180030/kensei/nyuusatsu-jouhou/nyuusatsu-jouhou/2nd_chotatsu/nyuusatsu-jouhou/kn/nks/hinkaku-nyusatu.html)

1 入札日程等【入札日程等一覧】

1-1 電子入札の日程等（事後審査）

業務名			
手続等	期間・期日・期限等	提出場所等	手続の方法
入札参加資格確認申請	入札公告5(1)及び(2)のとおり	山形県電子入札システム	2-3 入札参加資格の確認等
設計図書の閲覧及び貸出し	和暦△△〇年〇月〇日(〇) ～ 和暦△△〇年〇月〇日(〇)	山形県電子閲覧システム	3-1 設計図書の閲覧及び貸出し
設計図書等に対する質問受付	和暦△△〇年〇月〇日(〇) ～ 和暦△△〇年〇月〇日(〇) ※原則として入札受付開始日から起算して3日以上前を期限とする。	山形県電子入札システム	3-2 設計図書等に対する質問
上記質問に対する回答書の閲覧	回答を行った日から 和暦△△〇年〇月〇日(〇)まで ※原則として入札書受付締切日までに設定	山形県電子入札システム及び〇〇総合支庁〇〇部〇〇課閲覧所	3-2 設計図書等に対する質問
入札書の受付	入札公告1(1)及び(2)のとおり	山形県電子入札システム	
開札	入札公告1(4)のとおり	入札公告1(3)のとおり	
入札参加資格確認結果通知	和暦△△〇年〇月〇日(〇)		
非資格理由説明要求	和暦△△〇年〇月〇日(〇) 午後4時まで ※参加資格確認結果通知日から起算して4日目(土曜・日曜及び祝祭日を含まない)を設定	山形県電子入札システム	2-5 入札参加資格がないと認められた理由の説明要求等
非資格理由回答期限	和暦△△〇年〇月〇日(〇) ※説明要求の提出期限の翌日から起算して3日以内に設定。	山形県電子入札システム	2-5 入札参加資格がないと認められた理由の説明要求等
<p>上記期間は、特に指定する場合を除き、県の休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで（山形県電子入札システムによる手続については、午前8時30分から午後8時まで）とする。なお、山形県電子閲覧システムによる閲覧については、終日とする。</p>			

※ 「県の休日」とは、山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）

※事前審査方式による場合は、次の表に補正すること。

1-1 電子入札の日程等

業務名			
手続等	期間・期日・期限等	提出場所等	手続の方法
入札参加資格 確認申請	入札公告 5 (1) 及び(2) のとおり	山形県電子入札システム	2 - 3 入札参加資格の確認等
入札参加資格 確認結果通知	和暦△△○年○月○日 (○)		
非資格理由 説明要求	和暦△△○年○月○日 (○) 午後 4 時まで ※参加資格確認結果通知日から 起算して 4 日目 (県の休日を除 く。) を設定	山形県電子入札システム	2 - 5 入札参加資格がないと 認められた理由の説明 要求等
非資格理由 回答期限	和暦△△○年○月○日 (○) ※説明要求の提出期限の翌日か ら起算して 3 日以内に設定。ただ し、入札書受付締切日の前日より 後に設定することはできない。		
設計図書の 閲覧及び貸出し	和暦△△○年○月○日 (○) ～ 和暦△△○年○月○日 (○)	山形県電子閲覧システム	3 - 1 設計図書の閲覧及び貸 出し
設計図書等に 対する質問受付	和暦△△○年○月○日 (○) ～ 和暦△△○年○月○日 (○) ※原則として入札受付開始日か ら起算して 3 日以上前を期限と する。	山形県電子入札システム	3 - 2 設計図書等に対する質 問
上記質問に対する 回答書の閲覧	回答を行った日から 和暦△△○年○月○日 (○) まで ※原則として入札書受付締切日 までに設定	山形県電子入札システム 及び○○総合支庁○○部○ ○課閲覧所	3 - 2 設計図書等に対する質 問
入札書の受付	入札公告 1 (1) 及び(2) のとおり	山形県電子入札システム	
開札	入札公告 1 (4) のとおり	入札公告 1 (3) のとおり	

上記期間は、特に指定する場合を除き、県の休日を除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで (山形県電子入札システムによる手続については、午前 8 時 30 分から午後 8 時まで) とする。なお、山形県電子閲覧システムによる閲覧については、終日とする。

※ 「県の休日」とは、山形県の休日を定める条例 (平成元年 3 月県条例第 10 号) に規定する県の休日 (以下「県の休日」という。)

1-2 書面入札の日程等 詳細は、5【書面入札手続の取扱い】による。

承諾手続等	期限等（県の休日及び正午から午後1時までを除く。）	
	電子入札利用者登録なし	電子入札利用者登録あり
書面入札参加承諾願	<p>和暦△△〇年〇月〇日（〇） 午後4時まで</p> <p>※入札参加資格申請書の提出期限と同じ</p>	<p>和暦△△〇年〇月〇日（〇） 午後4時まで</p> <p>※入札書受付締切日と同じ</p>
承諾（不承諾）通知	<p>和暦△△〇年〇月〇日（〇）</p> <p>※【事後審査方式】入札書受付開始日の 前日以前とする。</p> <p>※【事前審査方式】入札参加資格確認結 果通知の日と同じ。</p>	<p>入札書受付締切日時前</p>
※契約担当あて提出するものとする。		

手続等	期間・期日・期限等	提出場所等	手続の方法
入札参加資格 確認申請	1-1電子入札の日程に同じ	契約担当	5-2 書面入札の場合の入札 手続
設計図書の 閲覧及び貸出し		〇〇総合支庁〇〇部 課閲覧室	5-2 書面入札の場合の入札 手続
設計図書等に対 する質問受付		※契約担当 又は 業務担当 を選択	5-2 書面入札の場合の入札 手続
上記質問に対する 回答書の閲覧		〇〇総合支庁〇〇部 課閲覧室	5-2 書面入札の場合の入札 手続
入札書の受付	1-1電子入札の日程に同じ	契約担当	
開札		入札公告1(3)のとおり	
入札参加資格 確認結果通知	1-1電子入札の日程に同じ		
非資格理由 説明要求		契約担当	2-5 入札参加資格がないと 認められた理由の説明 要求等
非資格理由 回答期限			
上記期間は、特に指定する場合を除き、県の休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。			

※事前審査方式による場合は、次の表に補正すること。

手続等	期間・期日・期限等	提出場所等	手続の方法
入札参加資格 確認申請	1-1電子入札の日程に同じ	契約担当	5 - 2 書面入札の場合の入札 手続
入札参加資格 確認結果通知			
非資格理由 説明要求		契約担当	2 - 5 入札参加資格がないと 認められた理由の説明 要求等
非資格理由 回答期限			
設計図書の 閲覧及び貸出し		〇〇総合支庁〇〇部 課閲覧室	5 - 2 書面入札の場合の入札 手続
設計図書等に対 する質問受付		※契約担当 又は 業務担当 を選択	5 - 2 書面入札の場合の入札 手続
上記質問に対する 回答書の閲覧		〇〇総合支庁〇〇部 課閲覧室	5 - 2 書面入札の場合の入札 手続
入札書の受付	1-1電子入札の日程に同じ	契約担当	
開札		入札公告 1 (3) のとおり	
上記期間は、特に指定する場合を除き、県の休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。			

2 入札参加資格関係

2-1 入札参加者の資格

- (1) 「山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置及び山形県競争入札参加資格者非指名要領に基づく非指名措置を受けていないこと」とは、入札参加資格確認日（様式第1号（設計共同体）一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日）から開札日（落札決定が保留された場合は当該落札決定の時）までの期間中のいずれの日においても指名停止措置及び非指名措置を受けていないことをいう。
- (2) 「土木設計業務等委託契約書（設計共同体用）第43条第10号の規定（以下「暴力団排除条項」という。）に該当しないこと。」とは、入札参加資格確認申請書の提出の日から当該業務委託の履行期限までのいずれの日においても、全ての構成員が暴力団排除条項に該当しないことをいう。
- (3) 公告で指定された期限までに申請書及び申請書の添付書類（以下「確認資料」という。）を提出しないものは、本入札に参加することができない。

※事前審査方式による場合は、次の文言に補正すること。

「公告で指定された期限までに申請書及び申請書の添付書類（以下「確認資料」という。）を提出しないもの並びに入札参加資格がないと認められたものは、本入札に参加することができない。」

(4) 業務実績

（注）実績を入札参加資格に定めた場合に記載

- イ 同種及び同規模の業務完了実績の件数は2件まで記載できる。なお、参加条件を満たすものが1件以上あれば参加資格を認める。
 - ロ 業務完了実績は、**和暦**△△〇年〇月以降に受注し、入札参加資格の確認申請日までに完成し、引渡し完了しているものに限る。
 - ハ 委託業務等成績評定が通知されている業務委託にあつては、評定点が〇点以上のものに限る。
- (5) 配置予定技術者
 - イ 照査技術者は本件業務を担当する技術者を兼ねることができない。
 - ロ 配置予定の技術者として、複数の候補技術者を記載することができる。

2-2 事後審査方式による落札者の決定方法

入札公告において、入札参加資格の有無の確認を開札後に行う入札参加資格事後審査方式であるとしている場合においては、開札後、落札決定を保留し、落札者を決定するために必要と認める範囲の者について入札参加資格の審査を行う。審査の結果、入札参加資格のあることが確認できた場合は、当該入札者を落札者に決定する。

審査の結果、入札参加資格がないことが確認された場合は、有効な入札を行った次順位の者から入札参加資格を審査し、適格者が確認できるまでこれを行う。

なお、落札者の決定は開札日から起算して原則として3日以内（県の休日を除く。）に行う。

2-3 入札参加資格の確認等

- (1) 本件入札の参加希望者は、入札公告の「入札参加者の資格」及び上記2-1の「入札参加者の資格」を有することを証明するため、(2)に示す申請書及び確認資料を提出しなければならない。この場合、必要な確認資料のいずれか一つでも添付がない場合は、入札参加資格がないものとする。

※事前審査方式による場合は、次の文言に補正すること。

「本件入札の参加希望者は、入札公告の「入札参加者の資格」及び上記2-1の「入札参加資格」を有することを証明するため、(2)に示す申請書及び確認資料を提出し、参加資格の有無について

契約担当者の確認を受けなければならない。この場合、必要な確認資料のいずれか一つでも添付が無い場合は、入札参加資格がないものとする。」

(2) 提出書類

イ 申請書

申請書は、山形県電子入札システムから電子的に提出すること。

よって、申請書を別途作成及びファイル添付する必要はない。

ロ 確認資料

2-3【確認資料一覧】のとおり

ハ 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

なお、確認資料として提出する書類は受注者責任において用意すべきものであるため、県発注機関は、亡失等を理由とする再交付に応じない。

ニ 提出された申請書及び資料は無断で他の目的に使用しない。

ホ 確認資料の提出は、申請書に添付して行うものとする。ファイルの形式はワード形式又はPDF形式とする。複数の資料は1つのファイルにまとめること。ファイル量は3.0メガバイト（以下「MB」という。）以内とすること。押印されている書類はスキャナで読み込む等すること。

ただし、ファイルの作成が困難な場合やファイルのサイズが3.0MBを超える場合は、確認資料を公告で指定された提出場所へ書面により提出（持参又は書留郵便に限る。）することも認め、ファクシミリによるものは受け付けない。なお、確認資料を持参又は書留郵便により提出する場合には、当該確認資料に、「山形県電子入札システムにより作成し印刷した申請書」に押印したものを添付するものとする。

ヘ 提出期限以降における申請書又は確認資料の差替え及び再提出は認めない。

ト 入札参加資格の確認のため、提出された資料により判断ができない場合には、必要な資料の追加提出を求めることがある。これは、本入札説明書が求めている入札参加資格の確認資料の脱漏による追加提出をいうものではない。

チ 入札参加資格がないと認められた者については、その結果を通知する。落札者と決定した者については、落札者決定通知をもって、確認結果の通知に代えるものとする。その他の者については、審査及び結果の通知を行わない。

※事前審査方式による場合は、次の文言に補正すること。

「入札参加資格の確認は、申請書及び確認資料の提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は入札参加資格確認結果通知の期日までに通知する。」

2 - 4 【確認資料一覧】

(注) 設定した参加資格等に応じて適宜補正すること。

※発注者記載例

必要資料		確認資料
		提出を求める確認資料については、左欄に○を付し、不要なものは【不要】と明示
○	イ	設計共同体協定書 (実施要綱の様式第2号「設計共同体協定書」)
○	ロ	委任状
○	ハ	業務実績を記載した書面 (実施要綱の様式第3号「同種・類似業務の実績調書」) (注) 入札参加資格設定基準に実績要件を設定した場合に“○”
○	ニ	業務実績とする委託業務に係る以下の書類 1 TECRIS登録業務における完了時の業務カルテ等 (以下のいずれかの書類) ① TECRIS登録業務における業務カルテ ② 契約書の写し ③ 発注者の履行証明 (①～③について、記載内容により同種・類似の業務実績が確認できない場合には、業務概要等を確認できる設計書、仕様書等の写しを添付すること。) 2 協定書の写し (業務実績とする委託業務が設計共同体等による受注業務委託の場合のみ) (注) 入札参加資格設定基準に実績要件を設定した場合に“○”
○	ホ	配置予定の技術者の資格等を記載した書面 (実施要綱の様式第4号「配置予定技術者調書」)
○	ヘ	ホの技術者の資格を証する書類の写し
○	ト	ホの技術者の経験業務に係る以下の書類 (注) 技術者の業務実績を入札参加資格に設定した場合に“○” 1 TECRIS登録業務における完了時の業務カルテ等 (以下のいずれかの書類) ① TECRIS登録業務における業務カルテ ② 契約書の写し ③ 発注者の履行証明 (①～③について、記載内容により同種・同規模程度の業務実績が確認できない場合には、業務概要等を確認できる設計書、仕様書等の写しを添付すること。) 2 協定書の写し (業務実績とする委託業務が設計共同体等による受注委託業務の場合のみ)
○	チ	委託業務等成績評定点の一定以上の業務実績があることを参加資格とする場合は、委託業務等成績評定通知書の写し
【注】 ①必要な確認資料のいずれか一つでも添付が無い場合は、入札参加資格がないものとする。 ②提出する資料に記入誤り、記入漏れ、押印漏れなど不備があった場合は、入札参加資格なしとなるため、提出の際は十分に確認した上で提出すること。		

2-5 入札参加資格がないと認められた理由の説明要求等

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、山形県電子入札システム又は任意の書面により、所管課長にその理由の詳細説明を求めることができる。
説明要求は、1-1に示した非資格理由説明要求の期日までに山形県電子入札システムへ登録（質問を登録したことを担当部局（契約担当）に電話連絡すること。電話連絡がない場合は、回答できない場合がある。）又は非資格理由説明要求の提出場所等へ書面を持参又は書留郵便により提出するものとし、ファクシミリによるものは受け付けない。
- (2) 所管課長は説明要求があった場合には、1-1に示した非資格理由回答期限の期日までに、説明を求めた者に対し、山形県電子入札システム又は書面により回答する。

3 入札関係書類等の取扱い

3-1 設計図書の閲覧及び貸出し

当該業務委託に係る設計図書について、次により閲覧及び貸出しを行う。

- (1) 閲覧及び貸出しが可能な設計図書
 - イ 図面
 - ロ 仕様書
 - ハ 設計書
- (2) 閲覧期間及び閲覧方法
1-1に示した設計図書の閲覧及び貸出の期間、山形県電子閲覧システムにより閲覧に供する。なお、山形県電子閲覧システムによりダウンロードすることもできる。
電子閲覧システムに障害が生じた場合は、閲覧方法を書面閲覧に変更することがある。
- (3) 書面閲覧による閲覧の場合は、下記のとおりとする。
 - イ 閲覧期間及び貸出期間
1-2に示した期間
 - ロ 閲覧場所及び貸出場所
1-2に示した提出場所等
(一部の設計図書は山形県電子閲覧システムにより閲覧に供するので、確認すること。)

3-2 設計図書等に対する質問

- (1) 設計図書及びこの入札説明書に対する質問がある場合は、1-1に示した期間内に山形県電子入札システムにより提出すること（この場合、質問を登録したことを担当部局（契約担当）に電話連絡すること。電話連絡がない場合は、回答できない場合がある。）。
- (2) (1)の質問に対する回答は、回答書を1-1に示した期間、提出場所等において閲覧に供するとともに、山形県電子入札システムにより行う。

3-3 質問の回答等に関する注意事項

質問に対する回答等に伴い、入札書受付開始日〇日前の〇時までは、関係書類の訂正を行う場合がある。この場合、山形県電子閲覧システムのお知らせ欄に掲載するため、確認の上入札すること。

4 共通説明事項

4-1 入札及び開札

- (1) 入札は、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項

に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されている者（法人の場合は代表者又は代表者から入札、見積り等に関する権限の委任を受けている者。以下「入札参加資格者」という。）の電子署名を付して行う。その他の代理人による入札は認めない。設計共同体にあつては、代表者の入札参加資格者の電子署名を付して入札することとし、各構成員が設計共同体の代表者を入札代理人とする旨の委任状を申請書に添付して提出すること。

- (2) 入札は、山形県電子入札システムにより行うものとする。
- (3) 落札決定に当たっては、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載された金額に当該金額の $\frac{100}{100}$ 分の○（例：100分の10（消費税及び地方消費税（以下、注記事項において「消費税等」という。）の率による。））に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、見積もった契約希望金額の $\frac{100}{100}$ 分の○（例：110分の100（消費税等の率による。））に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会うことができるものとする。
- (5) 開札は、入札事務に関係のない山形県職員を立ち合わせて行う。ただし、書面による入札参加者がいない場合で、入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認められるときは、当該山形県職員を立ち合わせないことができる。

4-2 入札の辞退

- (1) 入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、山形県電子入札システム又は書面により行うものとする。
- (2) 書面により入札を辞退する場合は、辞退する入札の業務委託名、開札日、辞退する者の名称、入札を辞退する旨を記載した書面（任意様式）に代表者印を押印し、入札書受付締切日時までに提出するものとする。
- (3) 入札書提出後は入札を辞退することができない。
- (4) 入札を辞退した者は、これを理由として以降の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

4-3 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしてはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たって、他の入札参加者と入札意思、入札価格又は入札書、その他契約担当職員等に提出する書類（以下「入札書等」という。）の作成についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格、入札書等を意図的に開示してはならない（第2項及び第3項の入札価格には、入札保証金の金額等又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約金額若しくは保証金額を含む。）。
- (4) 山形県電子入札システムによる入札参加者は、電子証明書（ICカード）を不正に使用してはならない。

4-4 入札の効力

次に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

- イ 入札公告に示した競争入札参加資格のない者（競争入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した競争入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）のした入札
- ロ 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札
- ハ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ニ 記名押印をしていない書面入札（ただし、外国人又は外国法人にあつては、代表者又は代理人本人の署名をもって記名押印に代えることができる。）
- ホ 金額を訂正した入札
- ヘ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- ト 明らかに連合によると認められる入札
- チ 同一業務委託の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- リ 設計図書及びこの入札説明書に対する質問を山形県電子入札システムにより提出する際に、題名又は質問内容に質問者を特定できる情報（企業名、個人名、電話番号等）を記入した者のした入札
- ヌ 公正かつ正常な入札の執行を妨げる行為をした者のした入札
- ル 有効な電子証明書を取得していない者がした電子入札
- ヲ 所定の日時までに到達しない入札
- ワ 電子入札と書面入札を併せて行った者のした入札
- カ 書面入札の承諾を得ていない者のした書面入札
- ヨ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件等に違反した入札

4-5 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札を行った入札参加者等のうち、予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札したものを落札者とする。
- (2) 最低制限価格制度

最低制限価格を設けたときは、前項の規定にかかわらず、予定価格の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した入札参加者等のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (3) 低入札価格調査制度
 - イ 調査基準価格を下回る価格で入札を行った全ての入札者は、開札日から起算して2日以内に発注者に積算内訳書を提出しなければならない。
 - ロ 業務の種類ごとに、調査基準価格を下回る価格の入札者が提出した積算内訳書において計上されている次に掲げる各経費の額のいずれかが、予定価格算出の基礎となった当該計の額に当該経費の区分に応じて定める率を乗じて得た額に満たない場合は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるものと判断し、詳細な調査を行うことなく直ちに失格とする。また、積算内訳書の合計金額が入札価格と一致しない場合も同様とする。
 - (イ) 測量業務
 - a 直接測量費 80パーセント
 - b 諸経費（間接測量費と一般管理費等の合計額）相当額 50パーセント
 - c 測量調査費 80パーセント
 - (ロ) 地質調査業務
 - a 直接調査費 75パーセント
 - b 間接調査費 75パーセント
 - c 諸経費（業務管理費と一般管理費等の合計額）相当額 50パーセント

なお、解析等調査業務費が含まれるときは、当該業務部分について次のとおりとする。

- a 直接人件費 90 パーセント
 - b 直接経費 90 パーセント
 - c その他原価 90 パーセント
 - d 一般管理費等 30 パーセント
- (ハ) 土木コンサルタント
- a 直接人件費 90パーセント
 - b 直接経費 90パーセント
 - c その他原価 90パーセント
 - d 一般管理費等 30パーセント
- (ニ) 建築コンサルタント（工事監理業務を含む。）
- a 直接人件費と特別経費の合計額 90パーセント
 - b 技術経費 60パーセント
 - c 諸経費相当額 60パーセント
- (ホ) 補償関係コンサルタント（工事損失調査業務を含む。）
- a 直接人件費 90パーセント
 - b 直接経費 90パーセント
 - c その他原価 90パーセント
 - d 一般管理費等 30パーセント
- (ハ) 建設工事の積算基準を準用する業務委託
- a 直接作業費 75パーセント
 - b 共通仮設費相当額 75パーセント
 - c 現場管理費相当額 75パーセント
 - d 一般管理費等 50パーセント
- (ト) 山形県建設工事等低入札価格調査制度実施要綱（以下「低入札価格調査実施要綱」という。）
第14条第2項を適用する業務委託
- 契約担当者が低入札価格調査実施要綱第14条第2項の率を用いることとした場合は、(ハ)又は(ニ)の率に代えて、4-10(6)に定める率とする。
- ハ 低入札価格調査実施要綱第14条第1項第3号又は同条第2項による調査基準価格を設定した場合には、4-10(6)に調査基準価格の算定方法を示す。
- ニ 上記による判定の結果、失格とならない者のうちに最低価格入札者がある場合は、調査基準価格を下回る価格の入札者のうち失格とならない者（以下「対象者」という。）に対し、調査の実施通知を行う。対象者が落札決定を受けるためには、調査に応じなければならない。
- ホ 対象者のうち、ニの実施通知を受けた者は、通知日から起算して5日以内に履行能力調査票を発注者に提出しなければならない。
- ヘ 対象者は、入札価格の積算根拠となっている業務計画及び積算内訳等により、当該入札価格で適正な履行が確保できることを示さなければならない。
- ト 次のいずれかに該当するときは、落札決定を受けることができない。
- (イ) 対象者が調査に応じないとき又は履行能力調査票を期限までに提出しないとき。
 - (ロ) 対象者に契約の意思がないとき。
 - (ハ) 対象者が入札金額の範囲内で適正な業務の履行が確保できることを証明できないとき。
 - (ニ) 調査の過程で、当該業務の履行に必要な経費が入札金額を超えることが確認されたとき。

- (ホ) 対象者である設計共同体の構成員のうち1者でも、次のいずれかに該当するとき。
- a 調査実施年度及びそれ以前の過去2年度に山形県が発注した建設工事等関連業務委託において、調査基準価格に満たない価格をもって対象者と契約した業務について、成績評定点が70点未満のものがあるとき。
 - b 山形県が発注した建設工事関連業務委託において、調査基準価格に満たない価格をもって対象者と契約し、開札日現在履行中のものがあるとき。
 - c その他明らかに契約の履行が困難と見込まれるとき。

なお、低入札価格調査制度の注意事項については「履行能力調査票の記入要領」にも記載されているので、山形県のホームページの「低入札価格調査制度」からダウンロードして事前に内容を把握すること。

(アドレス

https://www.pref.yamagata.jp/180030/kensei/nyuusatsu-jouhou/nyuusatsu-jouhou/2nd_c-hotatsu/nyuusatsu-jouhou/kn/nks/lp.html)

- (4) 最低の価格の入札者が提出した積算内訳書に不正又は不適正の疑いがあるときは、調査の上で落札するか否かを決定する。
- (5) 落札決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者としなない。
- (6) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、山形県電子入札システムにおける「電子くじ」により落札者を決定する。

4-6 入札の延期、中止等

- (1) 天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期、中止又は取り止めることがある。
- (2) 正常かつ公正な入札執行が困難と認められる場合その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、中止又は取り止めることがある。
- (3) 適正な入札の執行を期するため必要があるときは、入札前にくじ等により入札参加者を減じた上で入札を執行することがある。

4-7 再度入札

- (1) 初回の入札で落札者とすべき者がいないときは、直ちに、又は別に日時を指定して、再度の入札を行うことがある。再度入札時においては、積算内訳書の提出を求めない。
- (2) 再度の入札は、原則として1回までとする。
- (3) 次の各号のいずれかに該当する者は、再度の入札に参加することができない。
 - イ 初回の入札において参加しなかった者
 - ロ 初回の入札において無効な入札をした者又は失格となった者

4-8 契約書の提出

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当者から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（県の休日を除く。）に、これを契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札はその効力を失う。

4-9 異議の申立て

入札参加者は、入札後、設計書、入札関係図書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

4 - 10 その他

- (1) 保証契約に基づいて前払金を支払う。
- (2) 落札者は、予約完結権を他に譲渡することができない。
- (3) 調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合は、次の事項を条件とする。
 - イ 山形県が発注した業務委託のうちに、設計共同体の構成員のいずれかが、過去1年以内に調査基準価格に満たない額をもって契約した業務があるときは、入札公告6(2)の契約保証は10分の3以上としなければならない。
 - ロ 業務完了後に業務費用実績に係る報告書を提出すること。
- (4) 申請書又は確認資料等に虚偽の記載をした場合においては、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (5) 本件入札において、低入札価格調査制度による失格については、山形県競争入札参加資格者非指名要領に基づく非指名期間の算定の基礎から除外する。
- (6) 低入札価格調査実施要綱第14条第1項第3号及び同条第2項により調査基準価格を設定した場合の算定方法については、次に掲げる表のとおりとする。

※調査基準
価格算定方法等

1 低入札価格調査実施要綱第 14 条第 1 項第 3 号及び同条第 2 項により調査基準価格を設定した場合の算定方法

【例 1】※低入札価格調査実施要綱第 14 条第 1 項第 3 号（土木コンサルタント）

調査基準価格は、低入札価格調査実施要綱第 14 条第 1 項第 3 号に基づき、入札書比較価格に次により算出した割合を乗じて算定している。

<乗じる割合の算出>

それぞれの業務の予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額を、入札書比較価格で除した数値（小数第 3 位で四捨五入）とする。

ただし、その数値が 0.95（「小数第 2 位まで表示」以下同じ。）を超える場合にあっては 0.95 とし、0.75 に満たない場合にあっては 0.75 とする。

イ 直接人件費の額に 10 分の ○ を乗じて得た額

ロ 直接経費の額に 10 分の ○ を乗じて得た額

ハ その他原価の額に 10 分の ○ を乗じて得た額

ニ 一般管理費等の額に 10 分の ○ を乗じて得た額

【例 2】低入札価格調査実施要綱第 14 条第 2 項（土木コンサルタント及び補償関係コンサルタントの予定価格の算定にあたって山形県県土整備部制定の設計業務等標準積算基準書に定める設計業務等積算基準又はこれに準じた積算基準によらない場合）

調査基準価格は、低入札価格調査実施要綱第 14 条第 2 項に基づき算定している。

【例 3】※該当なし

空白

2 4-5(3) ロの(ト)において、契約担当者がロの○ (注) ○には「(ハ)」又は「(ニ)」を入れること。の率に代えて定める率は以下のとおりとする。

【例 1】

(1) 直接業務費 90 パーセント

(2) 技術経費 60 パーセント

(3) 諸経費（業務管理費と一般管理費等の合計額）相当額 60 パーセント

【例 2】※該当なし

空白

※特別な事情が無い場合には、本表の記載を要しない。

5 書面入札手続の取扱い

5-1 書面入札の承諾手続

- (1) 書面により入札書の提出を行うことができる者は、書面入札の承諾を得た者に限る。書面入札の承諾手続は、「書面入札参加承諾願」（以下「承諾願」という。）を提出して行う。
- (2) 承諾願の提出期限等
書面入札の承諾を得ようとする者は、1-2に示した期限までに契約担当に承諾願を持参又は書留郵便により提出しなければならない。
- (3) 承諾願を提出する者は、政府調達に関する協定の適用を受ける業務委託である場合を除き、「山形県電子入札システムに係る書面入札承諾基準」の1又は2に該当することを示す書類を添付しなければならない。
- (4) 書面入札の承諾願の提出があった場合は、1-2に示した期限までに、その承諾又は不承諾を通知する。

5-2 書面入札の場合の入札手続

- (1) 入札参加資格の確認
申請書（実施要綱の様式第1号）及び確認資料は、1-2に示した期限までに1-2に示した提出場所等へ持参又は書留郵便により提出することにより行うこと。当該提出書類のいずれか一つでも提出がない場合は、入札参加資格がないものとする。また、ファクシミリによるものは受け付けない。
- (2) 設計図書等の貸出し及び質問
1-2に示した期間、提出場所等において設計図書の貸出しを行う。
設計図書及びこの入札説明書に対する質問がある場合は、1-2に示した期間内に1-2に示した提出場所等へ持参又は書留郵便により提出すること。ファクシミリによるものは受け付けない。
質問に対する回答は、回答書を1-2に示した期間、提出場所等において閲覧に供するとともに、山形県電子入札システムにより行う。
- (3) 入札書の提出
1-2に示した期間内に1-2に示した提出場所等へ入札書を持参又は配達証明付書留郵便により提出すること。
入札書を提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ、封かんの上、入札者の氏名、入札に係る業務委託名及び開札日を表記し、「入札書在中」の旨を朱書きすること。さらに、表封筒と入札書を入れた中封筒の間に競争入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写し及び書面入札の承諾通知の写しを入れること。
配達証明付書留郵便での提出に当たっては、1-2に示した期間内に1-2に示した提出場所等に到達すること。
- (4) 入札書提出における「くじ入力番号」の記載について
書面入札に当たっては、電子くじに対応するため、「入札書」中の「摘要」欄に必ず「くじ入力番号」と記載して、任意の3桁の数字を記載すること。
なお、3桁のくじ入力番号の記載が無い場合は、3桁の数字「000」を記載したものとみなすので、留意すること。

5-3 開札への立会い

入札者又はその代理人は、開札に立ち会うことができるものとする。

開札に立ち会わない場合は、あらかじめ、開札結果の通知に必要な返信用封筒に受取人の住所、氏名及び名称等を明記の上、所定の料金の切手を貼り入札書とともに提出すること。

開札に立ち会う場合は、落札決定を受ける手続のため、次に掲げるものを持参すること。

- (1) 本件入札の参加資格確認通知書（事後審査方式の場合を除く。）
- (2) 本件入札の書面入札承諾通知書
- (3) 委任状（代理人が立ち会う場合に限る。）
- (4) 印鑑（入札書に対応する印鑑に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。）

5 - 4 その他の事項

書面入札に関する取扱いについて、ここに記載のない取扱いについては、電子入札と同様とする。

6 添付書類

- (1) 公告文の写し